

平成23年

# 双葉町議会会議録

第2回臨時会

3月28日開会・閉会

双葉町議会

## 平成23年第2回双葉町議会臨時会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	3
第 1 日 (3月28日)	
議事日程	5
出席議員	7
欠席議員	7
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	7
職務のため議場に出席した者の職氏名	7
開 会	8
開 議	8
議事日程の報告	8
会議録署名議員の指名	8
会期の決定	8
議案第28号の質疑、討論、採決	9
議案第29号の説明、質疑、討論、採決	9
議案第30号の説明、質疑、討論、採決	11
議案第31号の説明、質疑、討論、採決	12
議案第32号の説明、質疑、討論、採決	14
議案第33号の質疑、討論、採決	17
議案第34号の質疑、討論、採決	17
議案第35号の質疑、討論、採決	18
議案第36号の質疑、討論、採決	18
議案第37号の質疑、討論、採決	20
議案第38号の質疑、討論、採決	20
議案第39号の質疑、討論、採決	21
議案第40号の質疑、討論、採決	21
議案第41号の質疑、討論、採決	22
議案第42号の質疑、討論、採決	22
議案第43号の質疑、討論、採決	23

議案第44号の質疑、討論、採決 .....	23
議案第45号の質疑、討論、採決 .....	25
議案第46号の質疑、討論、採決 .....	27
議案第47号の質疑、討論、採決 .....	28
議案第48号の質疑、討論、採決 .....	28
議案第49号の質疑、討論、採決 .....	29
議案第50号の質疑、討論、採決 .....	29
議案第51号の質疑、討論、採決 .....	30
議案第52号の質疑、討論、採決 .....	31
議案第53号の質疑、討論、採決 .....	31
議案第54号の質疑、討論、採決 .....	32
議案第55号の質疑、討論、採決 .....	32
議案第56号の質疑、討論、採決 .....	33
閉 会 .....	34

## 23 双葉町告示第7号

平成23年第2回双葉町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成23年3月25日

双葉町長 井戸川 克 隆

### 記

1. 期 日 平成23年3月28日（月）  
午前10時30分
  
2. 場 所 さいたまスーパーアリーナ会議室
  
3. 付議事件
  - (1) 専決処分の承認について
  - (2) 専決処分の承認について
  - (3) 専決処分の承認について
  - (4) 専決処分の承認について
  - (5) 専決処分の承認について
  - (6) 双葉町ふれあい福祉会館設置条例の制定について
  - (7) 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
  - (8) 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について
  - (9) 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

- (10) 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- (11) 教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部改正について
- (12) 町長等の給与の特例に関する条例の一部改正について
- (13) 職員の給与に関する条例の一部改正について
- (14) 職員等の旅費に関する条例の一部改正について
- (15) 双葉町国民健康保険条例の一部改正について
- (16) 双葉地方広域市町村圏組合規約の変更について
- (17) 双葉町副町長の選任について
- (18) 平成22年度双葉町一般会計補正予算（第10号）
- (19) 平成22年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- (20) 平成22年度双葉町公有林整備事業特別会計補正予算（第1号）
- (21) 平成22年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- (22) 平成22年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- (23) 平成23年度双葉町一般会計予算
- (24) 平成23年度双葉町国民健康保険特別会計予算
- (25) 平成23年度双葉町公有林整備事業特別会計予算
- (26) 平成23年度双葉町公共下水道事業特別会計予算
- (27) 平成23年度双葉町工業団地造成事業特別会計予算
- (28) 平成23年度双葉町介護保険特別会計予算
- (29) 平成23年度双葉町後期高齢者医療特別会計予算

○応招・不応招議員

○応招議員（11名）

1番	渋谷一弘君	2番	石田翼君
3番	野村満君	4番	高萩文孝君
5番	岩本久人君	6番	菅野博紀君
8番	伊澤史朗君	9番	木幡敏郎君
10番	谷津田光治君	11番	佐々木清一君
12番	清川泰弘君		

○不応招議員（なし）

## 平成23年第2回双葉町議会臨時会議事日程（第1号）

平成23年3月28日（月曜日）午前10時30分開会

開 会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第28号 専決処分の承認について  
専決第6号 平成22年度双葉町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第4 議案第29号 専決処分の承認について  
専決第7号 双葉町災害援護特別資金貸付基金条例の制定について
- 日程第5 議案第30号 専決処分の承認について  
専決第8号 平成22年度双葉町一般会計補正予算（第9号）
- 日程第6 議案第31号 専決処分の承認について  
専決第9号 双葉町埼玉出張所設置条例の制定について
- 日程第7 議案第32号 専決処分の承認について  
専決第10号 双葉町公告式の特例に関する条例の制定について
- 日程第8 議案第33号 双葉町ふれあい福祉会館設置条例の制定について
- 日程第9 議案第34号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第35号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第36号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第37号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第38号 教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第39号 町長等の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第40号 職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第41号 職員等の旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第42号 双葉町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第18 議案第43号 双葉地方広域市町村圏組合規約の変更について
- 日程第19 議案第44号 双葉町副町長の選任について
- 日程第20 議案第45号 平成22年度双葉町一般会計補正予算（第10号）
- 日程第21 議案第46号 平成22年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第22 議案第47号 平成22年度双葉町公有林整備事業特別会計補正予算（第1号）

- 日程第23 議案第48号 平成22年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第24 議案第49号 平成22年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第25 議案第50号 平成23年度双葉町一般会計予算
- 日程第26 議案第51号 平成23年度双葉町国民健康保険特別会計予算
- 日程第27 議案第52号 平成23年度双葉町公有林整備事業特別会計予算
- 日程第28 議案第53号 平成23年度双葉町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第29 議案第54号 平成23年度双葉町工業団地造成事業特別会計予算
- 日程第30 議案第55号 平成23年度双葉町介護保険特別会計予算
- 日程第31 議案第56号 平成23年度双葉町後期高齢者医療特別会計予算
- 閉 会

○出席議員（11名）

1番	渋谷一弘君	2番	石田翼君
3番	野村満君	4番	高萩文孝君
5番	岩本久人君	6番	菅野博紀君
8番	伊澤史朗君	9番	木幡敏郎君
10番	谷津田光治君	11番	佐々木清一君
12番	清川泰弘君		

○欠席議員（なし）

---

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	井戸川克隆君
教育長	江尻邦夫君
秘書広報課長	大住宗重君
総務課長	高野泉君
企画課長	武内裕美君
税務課長	大沼武君
産業振興課長	大橋利一君
建設課長	矢内誠一郎君
住民生活課長	武内文昭君
健康福祉課長	竹本良一君
会計管理者	半谷安子君
教育総務課長	高野憲一君
生涯学習課長	鈴木孝君
農業委員会 事務局長	渡邊重友君

---

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	高野利彦
書記	高橋春枝

---

◎開会の宣告

○議長（清川泰弘君） おはようございます。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成23年第2回双葉町議会臨時会を開会します。

（午前10時30分）

---

◎開議の宣告

○議長（清川泰弘君） これから本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（清川泰弘君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（清川泰弘君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、3番、野村満君、4番、高萩文孝君を指名します。

---

◎会期の決定

○議長（清川泰弘君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日とすることに決定しました。

（「議長」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 10番、谷津田光治君。

○10番（谷津田光治君） 議事に入る前に、緊急避難的な議場になっているわけですから、服装その他、議長から議員の皆さんに申し述べることはありませんか。

○議長（清川泰弘君） 議事に入る前に、本日の臨時会は特別ということで、服装その他については、皆さんの着衣のままでいいと思います。

それから、議事に入る前に、提案理由の説明については、新議案についてのみとしたいという思いがありますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 異議なしということで、それで進めてまいります。

---

◎議案第28号の質疑、討論、採決

○議長（清川泰弘君） 日程第3、議案第28号 専決処分の承認についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 討論なしと認めます。

これより採決をいたします。

この起立は採決によって行います。

（何事か言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 本日は場所が狭いので、挙手で行いたいと思います。ご了解のほどよろしく  
お願いします。

これより採決をいたします。

この採決は挙手によって行います。

お諮りします。議案第28号 専決第6号 平成22年度双葉町一般会計補正予算（第8号）について、  
原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

（挙手全員）

○議長（清川泰弘君） 挙手全員です。

よって、議案第28号は原案のとおり承認されました。

---

◎議案第29号の説明、質疑、討論、採決

○議長（清川泰弘君） 日程第4、議案第29号 専決処分の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、井戸川克隆君。

（町長 井戸川克隆君登壇）

○町長（井戸川克隆君） それでは、説明をさせていただきます。

議案第29号 専決処分の承認について。専決第7号 双葉町災害援護特別資金貸付基金条例の制定  
について。

この条例制定は、3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により、地震、津波、原子力災害等双  
葉町住民が甚大な災害を受けています。この地震により町民の皆さんが、緊急性を要したため、何も  
持ち出さないで避難され、厳しい生活環境に置かれております。

このことから、双葉町として、災害を受け、希望される町民に対し、1人につき3万円以内を貸し付けするための条例を制定するものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（清川泰弘君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

10番、谷津田光治君。

○10番（谷津田光治君） この前の全員協議会の際に総務課長が我々に議案番号の説明をしましたが、それとここでなぜ食い違いが出てきているのか、総務課長は当然説明してしかるべきと思うのですが、いかがですか。

○議長（清川泰弘君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 総務課長から説明申し上げます。

○総務課長（高野 泉君） 大変申しわけございませんでした。

最初、前の議案番号をそのまま使いたいということだったのですが、専決第8号 平成22年度双葉町一般会計補正予算（第9号）、そして専決第9号 双葉町埼玉出張所設置条例の制定について、専決第10号 双葉町公告式の特例に関する条例の制定につきまして、前に入れましたので、全員協議会で説明申し上げました番号と変わりましたので、改めて申し上げたいと思います。

○議長（清川泰弘君） 10番、谷津田光治君。

○10番（谷津田光治君） 本来、議会運営委員会が開かれてもおかしくないと思っておりますが、町長は議長と何か話し合いはされましたか。

（何事か言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 局長でいいか。

○総務課長（高野 泉君） 全協で日程は決められたので、この日程で……。

（何事か言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 10番、谷津田光治君。

○10番（谷津田光治君） 新しく専決処分されたものが、ここに入ってくるとの説明は受けておりません。今総務課長の説明だと、新しく入れました。そしたらやはり日程になかったのか、それは町長から何か話はありましたかと聞いているのです。なかったらなかったでいいのです。

○議長（清川泰弘君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） ただいま谷津田議員から言われましたことですが、大変時間のない中でやっておりますので、この件に対してのすり合わせができませんでしたので、おわびいたします。

○議長（清川泰弘君） ほかにありませんか。

2番、石田翼君。

○2番（石田 翼君） この条例の金額なのですが、アリーナにいる方だけ適用というようなことを前言われましたけれども、アリーナ以外に避難されている方の対処はどのような方法をとっているのでしょうか。

○議長（清川泰弘君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 石田議員のご質問にお答えいたします。

再度申し上げさせていただきますが、これは全町民対象でございますので、ご理解をいただければと思います。

（「わかりました」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 討論なしと認めます。

これより採決をいたします。

この採決は挙手によって行います。

お諮りします。議案第29号 専決第7号 双葉町災害援護特別資金貸付基金条例の制定について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

（挙手全員）

○議長（清川泰弘君） 挙手全員です。

よって、議案第29号は原案のとおり承認されました。

---

#### ◎議案第30号の説明、質疑、討論、採決

○議長（清川泰弘君） 日程第5、議案第30号 専決処分の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、井戸川克隆君。

（町長 井戸川克隆君登壇）

○町長（井戸川克隆君） 議案第30号 専決処分の承認について。専決第8号 平成22年度双葉町一般会計補正予算（第9号）についてであります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,235万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58億7,698万9,000円といたしました。

歳入は、地方交付税の特別交付税が4,235万5,000円の追加となりました。

歳出は、民生費に東北地方太平洋沖地震並びに東京電力福島第一原子力発電所事故発生による町民の方々の避難等に要する経費として1,750万円を追加しました。諸支出金は災害援護特別基金貸付金

への積立金3,000万円を追加し、予備費は514万5,000円の減額となりました。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（清川泰弘君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。この質疑は説明書により歳入から行います。

第9款地方交付税。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 歳出に入ります。

第3款民生費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 第13款諸支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 第14款予備費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 討論なしと認めます。

これより採決をいたします。

この採決は挙手によって行います。

お諮りします。議案第30号 専決第8号 平成22年度双葉町一般会計補正予算（第9号）について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

（挙手全員）

○議長（清川泰弘君） 挙手全員です。

よって、議案第30号は原案のとおり承認されました。

---

◎議案第31号の説明、質疑、討論、採決

○議長（清川泰弘君） 日程第6、議案第31号 専決処分の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、井戸川克隆君。

（町長 井戸川克隆君登壇）

○町長（井戸川克隆君） それでは、説明をさせていただきます。

議案第31号 専決処分の承認について。専決第9号 双葉町埼玉出張所設置条例の制定について。

これは地震により双葉町が災害を受け、双葉町役場で事務をとることができないことから、現在お借りしているさいたまアリーナ内に双葉町埼玉出張所を一時的に設け、事務をとるものであります。

よろしくご審議をいただきたいと思います。

○議長（清川泰弘君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

10番、谷津田光治君。

○10番（谷津田光治君） 今月いっぱい、この施設からは出なければならないという話を聞いておりますが、何ゆえにさいたまアリーナってというのは、4月1日からは加須の何々というような条例には、できなかったのですか。ここにはあと何日もいないでしょう。平成22年度はいいとしても、次の4月1日は加須市に行っちまうんでしょ。短いですね、それなら平成22年度はさいたまアリーナ、平成23年度はっていうような決め方はできなかったのですか。

○議長（清川泰弘君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 慎重な判断できない部分もございましたが、公的な事務を行っている関係上、いつときであっても、ここに出張所として事務所を置きたいと考えております。それから、4月以降につきましては、埼玉支所という形で考えておりますので、それぞれにまた承認いただくようになりますけれども、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（清川泰弘君） 10番、谷津田光治君。

○10番（谷津田光治君） 4月1日に移るとすれば、臨時会やるということでもいいのですか、何日もないでしょう。我々は加須市に行ったとしても、ここに置くのですか、出張所なり。

○議長（清川泰弘君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 今月いっぱいになります。

○議長（清川泰弘君） 10番、谷津田光治君。

○10番（谷津田光治君） 4月1日からだと、4月1日に少なくともやらなくてはいけないでしょう。さかのぼってやるの。

○議長（清川泰弘君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 大変隙入のないことでありまして、申しわけなくまことにそうなのですが、専決でやらせていただきたいと思います。

○議長（清川泰弘君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 討論なしと認めます。

これより採決をいたします。

この採決は挙手によって行います。

お諮りします。議案第31号 専決第9号 双葉町埼玉出張所設置条例の制定について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

（挙手全員）

○議長（清川泰弘君） 挙手全員です。

よって、議案第31号は原案のとおり承認されました。

---

◎議案第32号の説明、質疑、討論、採決

○議長（清川泰弘君） 日程第7、議案第32号 専決処分の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、井戸川克隆君。

（町長 井戸川克隆君登壇）

○町長（井戸川克隆君） 議案第32号 専決処分の承認について。専決第10号 双葉町公告式の特例に関する条例の制定について。

これは地震により双葉町が災害を受け、双葉町役場の掲示場に公示することができないことから、双葉町役場を双葉町埼玉出張所に移転することに伴い、公告を行う場所を出張所とするものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（清川泰弘君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

10番、谷津田光治君。

○10番（谷津田光治君） 先ほどの説明だと、加須に行ったら支所と言ったり、今度は出張所ですか。

○議長（清川泰弘君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） さきの議案第31号で出張所設置を行いましたので、それに伴う公告式に関する条例として提出しました。

○議長（清川泰弘君） 10番、谷津田光治君。

○10番（谷津田光治君） 先ほどのは出張所、加須に行ったら支所にしたいという説明でしたので、またここになったら出張所に戻るのですか、公告式条例は出張所なのですかと聞いているのです。町長の今の答弁は出張所と、こうなっていたから、支所なら支所で理解できるんだ。出張所といたら、先ほどは加須に行ったら支所にしたいと答弁したでしょう。ここは出張所、向こうに行ったら支所にしたいということでしょう。双葉町公告式は出張所とする条例だけ……

(「休議」と言う人あり)

○議長(清川泰弘君) 暫時休議します。

休憩 午前10時51分

---

再開 午前10時54分

○議長(清川泰弘君) それでは、会議に戻します。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(清川泰弘君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(清川泰弘君) 討論なしと認めます。

これより採決をいたします。

この採決は挙手によって行います。

お諮りします。議案第32号 専決第10号 双葉町公告式の特例に関する条例の制定について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手全員)

○議長(清川泰弘君) 挙手全員です。

よって、議案第32号は原案のとおり承認されました。

(「議長、議事進行」と言う人あり)

○議長(清川泰弘君) 10番、谷津田光治君。

○10番(谷津田光治君) 町長、これからは町民のための議案というか、前もそうですけれども、なってくるわけですから、少なくとも現在の状況、町民が各避難所に分散しているとすれば、それらを町長はどれだけ把握しているのかとか、被災したり、行方不明の人がどのぐらい双葉町にいるとか、細かい状況を説明していただかないと、我々予算の審議に入っていけないような気がするのですね。この予算を可決成立させても、使い勝手の悪い予算であったり、帰れないわけですから、実際双葉町に行って何しようという事業が今のところできない。できることを前提にして、その予算を審議しろというのか、だから今現在町長は職員を使って一生懸命やっていると思うけれども、町民のことをどのぐらい把握しているのかを議会に全部説明していただきたい。

○議長(清川泰弘君) 暫時休議します。

休憩 午前10時56分

---

再開 午前11時11分

○議長（清川泰弘君） それでは、会議に戻します。

10番、谷津田光治君。

○10番（谷津田光治君） そのほか町民に対する支援の状況とか、町民の不明者とか、状況の説明はできませんか。

○議長（清川泰弘君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 現在のわかっている範囲でしかできませんけれども、日々電話等の応対もあるのですが、個々の対応についておおむね今申し上げたとおりでございます。

○議長（清川泰弘君） 10番、谷津田光治君。

○10番（谷津田光治君） テレビ、新聞等では20キロ圏内で家に行って、何か必要なものがあれば取って来てもいいような話している人もいますし、もう少し慎重にというような報道もされているようですが、町長はその辺、国とか東京電力と話はしていますか、やっていませんか。

○議長（清川泰弘君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） この件に関しては官房長官が発言した後、政府のほうに正式な見解を伺っておりますけれども、その辺に於いての正式な見解は来ておりません。

○議長（清川泰弘君） 10番、谷津田光治君。

○10番（谷津田光治君） 東京電力のプラントそのものはみんな防護服を着てやっているわけですよ。そうすると、それなりの装備をすれば、現場に行って緊急避難した人が、家に生活費を置いてきたとかいう人のために、それなりの装備をして行けるような状況かどうか。東京電力なんかモニタリングポストはあるけれども、それなりのサーベをお願いして町として町民に対して便宜を図るといようなことは、町長、できませんでしょうか。

○議長（清川泰弘君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） この件に関しては政府の管理下に私ども置かれていますので、やはり政府の補償がなければ正式な見解というのは、枝野官房長官が言ったことについての見解をいただいて、入るについては、こうだよという見解をいただいて判断したいと思っておりますので現時点では、そのようなことを考えていません。あと、非常用の持ち出しについては、今役場としては役場のほうに向かう準備はしています。

○議長（清川泰弘君） 10番、谷津田光治君。

○10番（谷津田光治君） プラントは大変だということでやることはわかっているのですが、我々は、私も含めて何も持ち出さないで、緊急避難的なことで来ている人がいるわけですから、そしたら東京電力社員だといって仕事して戻ってきている人もいるようですし、行けるなら行きたいという気持ちにはなるのですがけれども、政府の言っているのは一貫性がなくて、きのう言ったことときょう言ったことは違うような、そんな感じさえ受けます。

それから、それなりの装備をすれば、私は帰ってきてスクリーニング受けて洗浄すればいいし、私

らは現場に入っているときはそう言われましたけれども、そういう方法があるわけですよ。だから、余りにも政府は我々に世話はしてくれないわけですから、あれば自分で使えますから、そういうのを一日も早く町長は国と電力に交渉して、一日も早く頑張ってもらいたいと思います。

---

◎議案第33号の質疑、討論、採決

○議長（清川泰弘君） それでは、次に進みます。

日程第8、議案第33号 双葉町ふれあい福祉会館設置条例の制定についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 討論なしと認めます。

これより採決をいたします。

この採決は挙手によって行います。

お諮りします。議案第33号 双葉町ふれあい福祉会館設置条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

（挙手全員）

○議長（清川泰弘君） 挙手全員です。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第34号の質疑、討論、採決

○議長（清川泰弘君） 日程第9、議案第34号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 討論なしと認めます。

これより採決をいたします。

この採決は挙手によって行います。

お諮りします。議案第34号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、原案のとおり決

することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手全員)

○議長(清川泰弘君) 挙手全員です。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第35号の質疑、討論、採決

○議長(清川泰弘君) 日程第10、議案第35号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

10番、谷津田光治君。

○10番(谷津田光治君) 我々の任期が、通常であると、もうすぐなるのですが、2カ月から4カ月選挙を延ばすという法律ができたということですが、町長は議会議員の選挙をいつごろと決めているのか。まだ全然白紙なのか、ぎりぎり6カ月と考えているのかをお聞かせください。

○議長(清川泰弘君) 町長、井戸川克隆君。

○町長(井戸川克隆君) 全然考えておりません。

○議長(清川泰弘君) ほかにありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(清川泰弘君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(清川泰弘君) 討論なしと認めます。

これより採決をいたします。

この採決は挙手によって行います。

お諮りします。議案第35号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手全員)

○議長(清川泰弘君) 挙手全員です。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第36号の質疑、討論、採決

○議長(清川泰弘君) 日程第11、議案第36号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

10番、谷津田光治君。

○10番（谷津田光治君） 町長、給食センター長を、審議して、いつから使う予定か、見通しは立ちますか。これは決めれば、どうなのですか、給料は。

○議長（清川泰弘君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 決定がされても運開をされなければ、雇用の関係は成立しないと思っておりますので、まだ開設できませんので、雇用関係にはなりません。一応ここで決めていただいて、期限については、今後検討していきます。

○議長（清川泰弘君） 10番、谷津田光治君。

○10番（谷津田光治君） この条例は平成23年4月1日から施行するのですよ。施行されるのですよ。だけれども、何でって、よく聞こえなかった。

○議長（清川泰弘君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 施行については、これになります、実際開設にはメンバーを特別な事情によりまして運用できる見通しになったときに条例の。

○議長（清川泰弘君） 10番、谷津田光治君。

○10番（谷津田光治君） そしたらば、できるような段階になってから、この条例を審議してもらっても遅くはないのですね。そしたら今は使わないのだから、これは私は後でもいいような気がするのですが、決める理由、置かれた人が縛られるということはありませんか。

○議長（清川泰弘君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 期限の明確な時期がわかりません。確かに言われるように身分を固定するようになりますけれども、それは実態のない雇用関係もできませんから、対象者とよく話し合いをして参りたいと考えております。

○議長（清川泰弘君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

10番、谷津田光治君。

○10番（谷津田光治君） 私は、これは当分必要がないというふうに思いますので、議案第36号については反対いたします。

○議長（清川泰弘君） 賛成の討論はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） それでは、討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は挙手によって行います。

お諮りします。議案第36号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手多数)

○議長(清川泰弘君) 挙手多数です。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第37号の質疑、討論、採決

○議長(清川泰弘君) 日程第12、議案第37号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(清川泰弘君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(清川泰弘君) 討論なしと認めます。

これより採決をいたします。

この採決は挙手によって行います。

お諮りします。議案第37号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手全員)

○議長(清川泰弘君) 挙手全員です。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第38号の質疑、討論、採決

○議長(清川泰弘君) 日程第13、議案第38号 教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(清川泰弘君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(清川泰弘君) 討論なしと認めます。

これより採決をいたします。

この採決は挙手によって行います。

お諮りします。議案第38号 教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手全員)

○議長(清川泰弘君) 挙手全員です。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第39号の質疑、討論、採決

○議長(清川泰弘君) 日程第14、議案第39号 町長等の給与の特例に関する条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(清川泰弘君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(清川泰弘君) 討論なしと認めます。

これより採決をいたします。

この採決は挙手によって行います。

お諮りします。議案第39号 町長等の給与の特例に関する条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手全員)

○議長(清川泰弘君) 挙手全員です。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第40号の質疑、討論、採決

○議長(清川泰弘君) 日程第15、議案第40号 職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(清川泰弘君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(清川泰弘君) 討論なしと認めます。

これより採決をいたします。

この採決は挙手によって行います。

お諮りします。議案第40号 職員の給与に関する条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手全員)

○議長(清川泰弘君) 挙手全員です。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第41号の質疑、討論、採決

○議長(清川泰弘君) 日程第16、議案第41号 職員等の旅費に関する条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(清川泰弘君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(清川泰弘君) 討論なしと認めます。

これより採決をいたします。

この採決は挙手によって行います。

お諮りします。議案第41号 職員等の旅費に関する条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手全員)

○議長(清川泰弘君) 挙手全員です。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第42号の質疑、討論、採決

○議長(清川泰弘君) 日程第17、議案第42号 双葉町国民健康保険条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(清川泰弘君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長（清川泰弘君） 討論なしと認めます。

これより採決をいたします。

この採決は挙手によって行います。

お諮りします。議案第42号 双葉町国民健康保険条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（挙手全員）

○議長（清川泰弘君） 挙手全員です。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第43号の質疑、討論、採決

○議長（清川泰弘君） 日程第18、議案第43号 双葉地方広域市町村圏組合理約の変更についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 討論なしと認めます。

これより採決をいたします。

この採決は挙手によって行います。

お諮りします。議案第43号 双葉地方広域市町村圏組合理約の変更について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（挙手全員）

○議長（清川泰弘君） 挙手全員です。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第44号の質疑、討論、採決

○議長（清川泰弘君） 日程第19、議案第44号 双葉町副町長の選任についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

10番、谷津田光治君。

○10番（谷津田光治君） 緊急避難の現状において副町長としてどういう仕事をさせるのですか。

○議長（清川泰弘君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 今、事務困難な中において4月1日から広域圏組合の管理者を仰せつかる

予定でございます。そういうことを考えますと、どうしても役場をあける機会が多くなりますので、まあそういうことも考えてまだまだ事務の能力向上を図っていかなくてはなりませんので、想定をし得ない状態も含めまして、生活機能もまだまだ回復しておりません。困難な中において補佐役としてぜひ選任したいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（清川泰弘君） 10番、谷津田光治君。

○10番（谷津田光治君） 社会福祉協議会という避難してから大分積極的に仕事をしていただいているのですが、そこのトップを引き抜いてしまうわけですよ。あそこの組織は、周りの人は多分いるでしょうけれども、副町長より大事な仕事をやっているような気がしてならないのですよね。だから、町長から広域圏の管理者という話があったのですが、先は読めないんですよ、今の現状では。だから、私は副町長より社協の事務局長として、もっと働いてもらったほうが良いような気がして質問しているのですけれども、そういうふうには私は思ってます。どうですか。

○議長（清川泰弘君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 先ほど述べたとおりでございます。

○議長（清川泰弘君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 討論なしと認めます。

これより採決をいたします。

この採決は挙手によって行います。

お諮りします。議案第44号 双葉町副町長の選任について、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手を願います。

（挙手多数）

○議長（清川泰弘君） 挙手多数です。

よって、議案第44号は原案のとおり同意することに決定しました。

（何事か言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 暫時休議します。

休憩 午前11時35分

---

再開 午前11時36分

○議長（清川泰弘君） それでは、会議に戻します。

---

◎議案第45号の質疑、討論、採決

○議長（清川泰弘君） 日程第20、議案第45号 平成22年度双葉町一般会計補正予算（第10号）についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は説明書により歳入から行います。

第1款町税。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 第2款地方譲与税。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 第3款利子割交付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 第6款地方消費税交付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 第10款交通安全対策特別交付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 第11款分担金及び負担金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 第12款使用料及び手数料。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 第13款国庫支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 第14款県支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 第15款財産収入。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 第16款寄附金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 第17款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 第19款諸収入。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 歳出に入ります。

第1款議会費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 第2総務費。  
（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 第3款民生費。  
（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 第4款衛生費。  
（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 第6款農林水産業費。  
（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 第7款商工費。  
（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 第8款土木費。  
（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 第9款消防費。  
（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 第10款教育費。

10番、谷津田光治君。

○10番（谷津田光治君） 今、教育費までいったんですが、金額が入っていないのがいっぱいあるのですが、これは教えてはいただけませんか。

○議長（清川泰弘君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） ちょっと、どこから……。

○議長（清川泰弘君） 暫時休議します。

休憩 午前11時39分

---

再開 午前11時40分

○議長（清川泰弘君） それでは、会議に戻します。

10番、谷津田光治君。

○10番（谷津田光治君） これは避難先だからこれでいいとは、私は思わないのですよ。教えるべきは教えていただかないと、議会ですから。では、民生費から教えてください。

（「議長」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） はい。

○11番（佐々木清一君） これは明細はもらっているのだよね、向こうにいるときは。ただ、だれも持ってきていないのが現実ですよ。担当者も、この細かい資料、明細はわからないでしょう。もちろん置いてきてしまった。もらっているのですよ、勉強会の前に。

(何事か言う人あり)

○議長(清川泰弘君) 暫時休議します。

休憩 午前11時41分

---

再開 午前11時42分

○議長(清川泰弘君) それでは、会議に戻します。

第10款教育費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(清川泰弘君) 第13款諸支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(清川泰弘君) 第14款予備費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(清川泰弘君) 質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(清川泰弘君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(清川泰弘君) 討論なしと認めます。

これより採決をいたします。

この採決は挙手によって行います。

お諮りします。議案第45号 平成22年度双葉町一般会計補正予算(第10号)、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手全員)

○議長(清川泰弘君) 挙手全員です。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第46号の質疑、討論、採決

○議長(清川泰弘君) 日程第21、議案第46号 平成22年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(清川泰弘君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(清川泰弘君) 討論なしと認めます。

これより採決をいたします。

この採決は挙手によって行います。

お諮りします。議案第46号 平成22年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手全員)

○議長(清川泰弘君) 挙手全員です。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第47号の質疑、討論、採決

○議長(清川泰弘君) 日程第22、議案第47号 平成22年度双葉町公有林整備事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(清川泰弘君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(清川泰弘君) 討論なしと認めます。

これより採決をいたします。

この採決は挙手によって行います。

お諮りします。議案第47号 平成22年度双葉町公有林整備事業特別会計補正予算(第1号)について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手全員)

○議長(清川泰弘君) 挙手全員です。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第48号の質疑、討論、採決

○議長(清川泰弘君) 日程第23、議案第48号 平成22年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(清川泰弘君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(清川泰弘君) 討論なしと認めます。

これより採決をいたします。

この採決は挙手によって行います。

お諮りします。議案第48号 平成22年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手全員)

○議長(清川泰弘君) 挙手全員です。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第49号の質疑、討論、採決

○議長(清川泰弘君) 日程第24、議案第49号 平成22年度双葉町介護保険特別会計補正予算(第4号)についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(清川泰弘君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(清川泰弘君) 討論なしと認めます。

これより採決をいたします。

この採決は挙手によって行います。

お諮りします。議案第49号 平成22年度双葉町介護保険特別会計補正予算(第4号)について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手全員)

○議長(清川泰弘君) 挙手全員です。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第50号の質疑、討論、採決

○議長(清川泰弘君) 日程第25、議案第50号 平成23年度双葉町一般会計予算についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長（清川泰弘君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「議長」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 10番、谷津田光治君。

○10番（谷津田光治君） 一般会計予算ですね。

○議長（清川泰弘君） 議案第50号 平成23年度双葉町一般会計予算です。

○10番（谷津田光治君） いいですか。

○議長（清川泰弘君） はい。

○10番（谷津田光治君） 今までやってきた審議の仕方とは違うのですか、議長。今までは説明書によって行いますということで行っていますよね。

（「休議」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 暫時休議します。

休憩 午前11時37分

---

再開 午前11時54分

○議長（清川泰弘君） それでは、会議に戻します。

質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） これで質疑を終わります。

討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 討論なしと認めます。

これより採決をいたします。

この採決は挙手によって行います。

お諮りします。議案第50号 平成23年度双葉町一般会計予算について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（挙手全員）

○議長（清川泰弘君） 挙手全員です。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第51号の質疑、討論、採決

○議長（清川泰弘君） 日程第26、議案第51号 平成23年度双葉町国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(清川泰弘君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(清川泰弘君) 討論なしと認めます。

これより採決をいたします。

この採決は挙手によって行います。

お諮りします。議案第51号 平成23年度双葉町国民健康保険特別会計予算について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手全員)

○議長(清川泰弘君) 挙手全員です。

よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第52号の質疑、討論、採決

○議長(清川泰弘君) 日程第27、議案第52号 平成23年度双葉町公有林整備事業特別会計予算についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(清川泰弘君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(清川泰弘君) 討論なしと認めます。

これより採決をいたします。

この採決は挙手によって行います。

お諮りします。議案第52号 平成23年度双葉町公有林整備事業特別会計予算について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手全員)

○議長(清川泰弘君) 挙手全員です。

よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第53号の質疑、討論、採決

○議長(清川泰弘君) 日程第28、議案第53号 平成23年度双葉町公共下水道事業特別会計予算につ

いてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(清川泰弘君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(清川泰弘君) 討論なしと認めます。

これより採決をいたします。

この採決は挙手によって行います。

お諮りします。議案第53号 平成23年度双葉町公共下水道事業特別会計予算について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手全員)

○議長(清川泰弘君) 挙手全員です。

よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第54号の質疑、討論、採決

○議長(清川泰弘君) 日程第29、議案第54号 平成23年度双葉町工業団地造成事業特別会計予算についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(清川泰弘君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(清川泰弘君) 討論なしと認めます。

これより採決をいたします。

この採決は挙手によって行います。

お諮りします。議案第54号 平成23年度双葉町工業団地造成事業特別会計予算について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手全員)

○議長(清川泰弘君) 挙手全員です。

よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第55号の質疑、討論、採決

○議長（清川泰弘君） 日程第30、議案第55号 平成23年度双葉町介護保険特別会計予算についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 討論なしと認めます。

これより採決をいたします。

この採決は挙手によって行います。

お諮りします。議案第55号 平成23年度双葉町介護保険特別会計予算について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（挙手全員）

○議長（清川泰弘君） 挙手全員です。

よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第56号の質疑、討論、採決

○議長（清川泰弘君） 日程第31、議案第56号 平成23年度双葉町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 討論なしと認めます。

これより採決をいたします。

この採決は挙手によって行います。

お諮りします。議案第56号 平成23年度双葉町後期高齢者医療特別会計予算について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（挙手全員）

○議長（清川泰弘君） 挙手全員です。

よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

---

◎閉会の宣告

○議長（清川泰弘君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで平成23年第2回双葉町議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

（午後 零時02分）

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

議 長                      清 川 泰 弘

署名議員                    野 村        満

署名議員                    高 萩 文 孝